

◇ 雑損控除の対象となる雪下ろし費用

Q : 豪雪による家屋の倒壊を防止するために、雪下ろしのための人夫を雇いました。この人夫賃は雑損控除の対象になりますか。

A : 対象になります。

【解説】

雑損控除の対象となる損失には、災害等による資産そのものの損失のほか、これらの災害に関連するやむを得ない支出も含まれることになっています。

災害により、資産が現に被害を受け、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合において、その資産に係る被害の拡大、又は発生を防止するため、緊急に必要な措置を講ずるための支出は、災害に関連するやむを得ない支出に該当します。

豪雪のため屋根に積もった雪の圧力により家屋が倒壊するなどのおそれが生じた場合に、他人に依頼して行う雪下ろし費用は、まさに、被害の発生を防止するために緊急に必要な措置を講ずるために支出したものですから、ご質問の人夫賃は雑損控除の対象になります。

ちなみに、同居している親族に雪下ろしを依頼し、アルバイト料を支払ったような場合は、雑損控除の対象にはなりません。雪下ろしのために雇用した人夫に対して支払った費用は、労務の対価としての支出ですが、家族が雪下ろし等に従事することは、家族としての社会的、常識的な行動に基づくことによるものが一般的です。金銭の支払いも謝礼としての支出が一般的で、労務の対価としての支出と認めることはできません。

